

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習委託業務処理要領

消防法第 17 条の 10 の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の委託に係る業務処理要領を次のとおりとし、その実施に当たって受託者は下記のほか、講習は工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件（平成 16 年消防庁告示第 25 号）及び「工事設備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件」の運用について（平成 16 年 9 月 29 日消防予第 184 号消防庁予防課長通知）の内容に従い実施すること。

記

1 業務範囲

- (1) 実施計画の策定
講習の日時、開催場所、予定人員等を含めた実施計画を策定
- (2) 講習案内書及び受講申請書の作成配布
- (3) 講習に関する照会に対する対応
- (4) 受講申請書の受付、受講票の交付及び受講者名簿の作成
- (5) テキストの購入及び受講者への配布
- (6) 講師の依頼
- (7) 会場の借上げ及び運営・管理
- (8) 講習会当日の受付、講習の進行管理、出欠状況の把握及び受講者との連絡
- (9) 未受講者に対する受講促進広報
- (10) 講習終了後の効果測定の実施
- (11) その他講習の実施に関し、委託者が指示する事項

2 講習の実施計画について

- (1) 講習は、特類の甲種消防設備士を対象とした講習（以下「特殊消防用設備等の講習」という。）、第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士を対象とした講習（以下「消火設備の講習」という。）、第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士を対象とした講習（以下「警報設備の講習」という。）及び第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士を対象とした講習（以下「避難設備・消火器の講習」という。）の 4 種類を開催すること。
- (2) 講習開催地及び回数等は、別紙 1 のとおりとし、受講者数を勘案した会場を選定し、各市町村ごとに特殊消防用設備等の講習、消火設備の講習、警報設備の講習及び避難設備・消火器の講習をそれぞれ開催する。なお、会場の選定に当たっては、交通アクセス等受講者の利便性を考慮すること。
- (3) 講習を受けようとする者に対して、原則としてすべて受付できるように開催計画を作成すること。

3 受講の受付等

- (1) 講習に必要な申請書、講習案内等を作成し、委託者の確認を受けた後、道内各消防本部及び受講希望者・受講該当者等に配布すること。

- (2) 受講申請の受付は、札幌市内に設置される事務所で実施することとし、郵送による申請も受理すること。
- (3) 受講申請書の提出を受けた場合、手数料の納付を確認し、かつ受講申請書の記載内容を審査し、適当であればこれを受理して受講票を交付すること。
- (4) 受講申請書を受理した場合は、講習申請を受理した日の属する月の翌月に当該申請書に別紙2（収入証紙ちょう付申請書処理簿）を添えて委託者へ速やかに提出することとし、手数料に過誤納があった場合は速やかに委託者へ通知することとする。（この場合の通知は、当該申請書の写しの提出のみで済むものとする。）

4 講習の実施

- (1) 講師は、工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項にあっては、北海道内市町村の消防職員（退職者を含む。）のうち予防業務に3年以上従事した者又は同等の知識を有する者で、告示に定める講習科目について十分な知識を有する者の中から、また、工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項にあっては、消防設備士免状を有する者で、告示に定める講習科目について十分な知識を有する者の中から選定し、委託者の承認を受けて委嘱すること。
- (2) テキストは、2(1)の講習の種別ごとに、一般財団法人日本消防設備安全センター発行の「消防設備士法定講習用テキスト（最新版）」を受講者に配布し使用すること。
- (3) 講習の内容に関しての質疑に対し、誠実に応答すること。
- (4) 講習終了後は、30分間程度の効果測定を実施すること。

5 講習修了事務

講習に際して、受講者の所持する消防設備士免状裏面に当該講習の講習区分、受講年月日、講習実施機関名（北海道知事）を示すゴム印を押し、修了証印を押し、受講者に当該免状を返還すること。

なお、使用する講習区分、受講年月日、講習実施機関名のゴム印は、受託者が必要に応じ作成すること。修了証印については、管理責任者を定め委託者に通知し、講習開催の間、委託者から借り受け、別紙3（証印使用簿）を備え付けることとする。講習開催後は速やかに修了証印に別紙3を添えて委託者に返還すること。

6 実績報告書等の提出

受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに別紙4（実績報告書）を作成し、別紙5（受講者名簿）を添えて委託者に提出すること。

なお、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習受講者名簿（別紙5）については、電子データも併せて提出すること。

7 個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項によること。

8 その他委託業務の処理については、適宜委託者と協議して行うこと。